

## 兵庫県パートナーシップ制度と連携して利用できる・利用しやすくなる行政サービス (公営住宅・病院以外)

### 【注意事項】

- ・この一覧表は、令和6年4月1日時点で利用可能な行政サービス等を記載しています。  
掲載されていないものについても、調整が整ったものを追加更新させていただきます。
- ・各サービス等を利用するためには、パートナーシップ制度届出受理証明書の提示のほか、各行政サービスの利用条件を満たす必要があります。
- ・なお、一部のサービスの利用については、受理証明書の提示が不要な場合があります。

### ●尼崎市

| No. | 行政サービス等の内容    | 受理証明書の提示等 |    | 問い合わせ先   |              | 備考 |
|-----|---------------|-----------|----|----------|--------------|----|
|     |               | 必要        | 不要 | 担当課      | 電話番号         |    |
| 1   | 犯罪被害者遺族見舞金の受給 | ○         |    | 尼崎市生活安全課 | 06-6489-6502 |    |